1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県茅ヶ崎市西久保字上ノ町1569番1から神奈川県高座郡寒川町宮山4767番15まで

2．指定する期日　平成25年4月14日

3．通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）神奈川県茅ケ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町までの工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第24号

標記高速自動車国道の工事の一部が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第2項の規定に基づき公告します。

平成25年4月12日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路線名　一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）
区間　神奈川県茅ケ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町まで
工事の種類　新設
工事一部完了日　平成25年4月13日

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）中一部改正公告

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年三月十四日

日本弁護士連合会

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）中一部改正

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「以下同じ。）」の下に「のいずれかの日」を加え、同項第三号中「毎週一回以上」を「毎週一回」に、「毎月一回以上又は二か月に一回以上」を「会長が定める割合）以上」に改める。

第五条第三号を次のように改める。

三　法律相談センターの運営費に対する援助金　申請に係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日（申請に係る年度の初日以外の日に第一種弁護士過疎地域又は第二種弁護士過疎地域に該当することとなった地域に設置される法律相談センターにあっては、その該当することとなった日の属する月から申請に係る年度の終わりの月までの法律相談開催予定日）につき次のイからハまでに掲げる額を算出して合計した額及びニに掲げる額の合計額の範囲内で必要と認める額。ただし、一年度当たり百万円（ハただし書に該当する場合にあっては同規定により算出される額とハ本文の規定により算出される額の差額を、ニに該当する場合にあっては同規定により算出される額を、それぞれ百万円に加えた額）を上限とする。

イ　法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じて得た額

ロ　相談担当弁護士ごとのアクセス時間（相談担当弁護士の法律事務所が所在する場所又は弁護士会の事務所その他の場所から当該法律相談センターまで公共の交通機関等を利用して通常の経路で移動する場合に要する往復時間として会長が定める方法に従い弁護士会又は弁護士会連合会が定めるものをいう。以下同じ。）に三千円を乗じて得た額を合計した額

ハ　相談担当弁護士ごとのアクセス時間に二千円を乗じて得た額を合計した額。ただし、離島等交通事情が良好でない地域に設置された法律相談センターに航空機又は船舶を利用して赴く必要がある場合であって、予想される交通料金の実費の額がその相談担当弁護士のアクセス時間に二千円を乗じて得た額を超えるときは、実費の額

ニ　相談担当弁護士が宿泊を必要とする場合にあっては、年度中の延べ宿泊必要回数に七千五百円を乗じて得た額

第十六条第二項第七号中「後任の公設事務所弁護士への引継ぎに必要な場合」を「後任の公設事務所弁護士又は公設事務所支援委員会の求めによる場合」に改める。

第三十六条第一項第二号中「を含む。）」の下に「から会長が相当と認める経費を控除した額」を加える。

第四十二条第一項第二号中「収入」の下に「から会長が相当と認める経費を控除した額」を加える。

第五十二条第二項第一号中「ならなかったとき」の下に「（第五十条第一項第三号に規定する約定が特定の地域において偏在対応弁護士となる旨のものであった場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを除く。）」を加える。

第五十三条第一項第二号中「なったこと」の下に「（第五十条第一項第三号に規定する約定が特定の地域において偏在対応弁護士となる旨のものであった場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを含む。）」を加える。

第五十五条第七項第一号及び第二号並びに第五十七条第四項第一号及び第二号中「指導担当弁護士が」の下に「確保されて」を加える。

第六十一条第一項中「生じたとき」の下に「（第一号及び第二号に掲げる事由が生じたときにあっては、前条第二項第三号に規定する約定が特定の地域において偏在対応弁護士となる旨のものであった場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったときを除く。）」を加える。

第六十五条第一項中「以外の新人弁護士等」の下に「（以下この項において「給付外新人弁護士等」という。）」を加え、「その新人弁護士等」を「当該給付外新人弁護士等」に改め、「偏在対応弁護士となったとき」の下に「及び当該給付に係る新人弁護士等又は給付外新人弁護士等が採用された際に特定の地域において偏在対応弁護士となる旨約していた場合であって、当該特定の地域において独立開業し、又は偏在対応常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となったとき」を加える。

附則に次の一条を加える。

（弁護士定着支援に対する支出等に関する経過措置）

第十条　附則第二条第二号の規定にかかわらず、旧ひまわり基金規則中一部改正（平成二十二年一月二十一日改正）附則第一項の規定による改正前の旧ひまわり基金規則第七条から第七条の四までの規定に基づく申請に対する支出については、なお従前の例による。